

## 契約書

- 1 件名 沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務
- 2 事業の場所 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所
- 3 契約金額（年額） ¥\_\_\_\_\_ 一  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥\_\_\_\_\_ 一
- 4 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 業務の内容 別紙「沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務仕様書」のとおり
- 6 契約保証金 免除

上記の事業について、沼津市と〇〇〇〇（以下「設置者」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

施設所有者 沼津市御幸町16番1号  
沼津市長 賴 重 秀 一 

設置者



## 条 項

### (目的)

第1条 この契約は、設置者が沼津市庁舎（以下「市庁舎」という。）に広告付きの沼津市役所庁舎案内図板及び沼津市案内図板（以下「庁舎案内図板等」という。）を設置することに關し、別紙仕様書に定めるもののほか、その取扱いを定めることを目的とする。

### (事業計画の策定及び協議)

第2条 設置者は、庁舎案内図板等の仕様、製作、設置、管理方法及びスケジュールについて、あらかじめ沼津市と協議し、当該事項を記載した事業計画書を沼津市に提出しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に施設所有者と協議し、その承認を得なければならない。

### (広告掲載料)

第3条 契約金額は、庁舎案内図板等への広告掲載料の額とし、その額は、年額〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 設置者は、前項に定める広告掲載料を、沼津市の発行する納入通知書により、沼津市の定める期日までに沼津市の指定する金融機関に納付するものとする。

3 広告掲載料は、第5条第1項ただし書きの場合、広告主の応募がない場合等により設置者において広告料収入が見込めない期間が発生しても、その算定については考慮しないものとする。

### (広告内容の変更)

第4条 沼津市は、広告の内容が市庁舎に掲示する広告として適切でないと認めるときは、設置者に対し広告の内容を変更するよう求めることができ、設置者はこれに従わなければならないものとする。

### (設置にあたっての留意事項)

第5条 設置者は、契約期間中において庁舎案内図板等を設置場所に設置しなければならない。ただし、庁舎案内図板等設置の始期については、設置者の申出に基づく沼津市と設置者との協議により、令和8年5月29日までの日として定めることができるものとする。

2 設置者は、庁舎案内図板等の設置にあたっては、転倒に対する防止策を十分に講ずるとともに、市庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない構造とするよう配慮しなければならない。

- 3 設置者は、庁舎案内図板等の破損等により、来庁者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 4 沼津市は、設置者に対して前2項の留意事項についての必要な助言、指導を行うことができ、設置者はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、設置者が負担する。
- 5 庁舎案内図板等の設置及び広告内容の変更等に関する作業は、沼津市と協議のうえ、沼津市が指定する日時に行うものとする。

(庁舎案内図板等の故障等の対応)

第6条 設置者は、庁舎案内図板等が故障等したときは、速やかに復旧等の必要な措置を取らなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、沼津市において必要な措置を行うことができる。

- 2 前項の規定による措置にかかる経費は、設置者が負担する。

(契約の解除)

第7条 沼津市は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 沼津市において、行政目的等により本契約を解除する必要が生じたとき。
  - (2) 設置者が、法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
  - (3) 本契約の履行に関し、設置者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
  - (4) 設置者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - (5) 設置者についての破産手続き開始の申立て、更正手続き開始の申立て、租税滞納処分等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由が生じたとき。
  - (6) 設置者が本契約の解除を申し出た場合において、本契約を解除することが相当であると認めるとき。
- 2 前項(第1号を除く。)の規定により本契約が解除された場合において、納付済の広告料があるときは、沼津市はこれを違約金とし、設置者に返還しない。

(解除に伴う撤去等)

第8条 設置者は、前条の規定により本契約が解除されたとき又は本契約の履行期間が終了したときは、自己の負担により遅滞なく庁舎案内図板等を撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。

- 2 設置者が前項の規定による庁舎案内図板等の撤去及び設置場所の原状回復を行わないときは、沼津市において当該撤去等を行うことができる。この場合において、沼津市が当該撤去等に要した費用は、設置者が負担する。

(損害賠償)

第9条 設置者は、第5条第4項の規定による助言、指導に従った場合及び第7条第1項(第1号を除く。)の規定により本契約が解除された場合において損害が生ずることがあつても、沼津市に対し、その損害の賠償を請求しないものとする。

(第三者の損害・紛争)

第10条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が沼津市の責めに帰すべき事由により生じたときは、沼津市の責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が設置者の責めに帰すべき事由により生じたときは、設置者の責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、沼津市及び設置者の双方で協議してその処理解決にあたるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 設置者は、この契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ沼津市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第12条 本契約の定めに疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、沼津市及び設置者の双方で協議して定めるものとする。